

免許法別表第3（平成28年改正法適用）

中学校教諭2種⇒1種（6年10単位）

中学校教諭2種免許状取得後の在職年数		3	4	5	6	新法に対応する旧法の科目名又は事項名	
教科及び教職に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	6	5	4	3	教科に関する科目 同左	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想					教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	3	2	2	2	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					教育課程の意義及び編成の方法	
	各教科の指導法に関する科目					各教科の指導法	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法					道徳の指導法
		総合的な学習の時間の指導法					
特別活動の指導法						特別活動の指導法	
教育の方法及び技術		7	6	5	3	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法							
生徒指導の理論及び方法						生徒指導の理論及び方法	
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					進路指導の理論及び方法		
教育実践に関する科目					教職実践演習		
大学が独自に設定する科目（※1）	4	3	3	2			
その他必要な科目（※2）	5	4	1				
所要単位数（中学校教諭2種免許状取得後の修得単位）		25	20	15	10		

※1「大学が独自に設定する科目」には、「教科及び教職に関する科目」に定められた各単位数の余剰単位を充てることができます。

※2「その他必要な科目」は、「大学が独自に設定する科目」に準じて単位修得することができます。

《注意》

下記のいずれにも該当しない方は「中学校教諭2種⇒1種（12年10単位）」を御確認ください。

(1) 大学に3年以上在学し、かつ93単位修得した者（科目等履修生としての在籍は除く。）

(2) 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者